平成２６年（フ）第７３号
新潟県長岡市西谷2836番地１
破産者　浅井　　誠
１　決定年月日　平成27年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第２２８号
山梨県甲府市下河原町３番20―123号
破産者　藤巻　俊彦
１　決定年月日　平成27年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４５号
長野県諏訪市大字四賀7809番地１　沖田すみれコーポ201号、破産手続開始決定時の住所長野県岡谷市南宮１丁目６番５号
破産者　髙林　和行
１　決定年月日　平成27年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第５７号
長野県諏訪郡下諏訪町6154番地５
破産者　**荻**野　隆泰
１　決定年月日　平成27年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第２８５号
滋賀県守山市荒見町60番地の14
破産者　黒田　　力
１　決定年月日　平成27年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８６号
滋賀県守山市荒見町60番地の14
破産者　黒田淑子こと　白　　淑子
１　決定年月日　平成27年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４３７号
京都市右京区梅津神田町53番地２　エスポワール彩302号室、住民票上の住所京都市右京区西院太田町65番地
破産者　松本染織こと　松本　義郎
１　決定年月日　平成27年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５３７号
京都府宇治市木幡南山９番地の83
破産者　笹岡　淑美
１　決定年月日　平成27年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９６４号
京都市右京区西京極堤下町31番地　ＫＩＮＤ（ＥＮ）Ⅱ306
破産者　土井　　潔
１　決定年月日　平成27年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０２０号
京都市上京区下立売通室町西入東立売町211番地２
破産者　エクリュこと　秋好かおり
１　決定年月日　平成27年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２７号
兵庫県たつの市新宮町船渡36番地２　市営船渡住宅101、事業所の所在地兵庫県たつの市新宮町篠首2366番地１
破産者　三裏電機こと　三裏　　正
１　決定年月日　平成27年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第１３８号
愛媛県松山市南江戸５丁目１番12号
破産者　河邊　哲也
１　決定年月日　平成27年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６号
愛媛県八幡浜市1224番地16
破産者　山本　清二
１　決定年月日　平成27年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２６年（フ）第１６５号
長崎県長崎市城山台２丁目38番１―101号、旧住所長崎県長崎市小江原３丁目５番16号
破産者　吉川　正安
１　決定年月日　平成27年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１号
長崎県島原市有明町湯江丙494番地
破産者　松本　浩一
１　決定年月日　平成27年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第２８号
長崎県雲仙市南串山町丙2328番地
破産者　速水　正博
１　決定年月日　平成27年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第７号
宮崎県日向市大字財光寺沖町65番地１、前住所宮崎県東臼杵郡美郷町南郷区神門2076番地２
破産者　田中美佐子（旧姓川原）
１　決定年月日　平成27年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第４７号
宮崎県延岡市北川町長井6872番地１
破産者　山口　真五
１　決定年月日　平成27年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第３６号
札幌市手稲区西宮の沢１条５丁目２番14号
破産者　香川　正光
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部